

第39回二宮町議会基本条例推進委員会次第

令和3年1月29日（金）

午後1時30分～

議事堂（議場）

議 題

1. 前期からの引継ぎ事項の確認
2. 議会基本条例の見直しについて
3. 議会報告会・意見交換会（第1回定例会後開催）について
4. その他

2021年1月28日

(議会基本条例推進委員会 資料)

1. 議会基本条例の見直しについて

議会基本条例は、第 26 条において「議会は、この条例の目的が達成されているか検証を随時行い、制度の改善が必要な場合において、この条例の改正を行う。2 前項の規定にかかわらず、条例の検証は少なくとも任期中 1 回は行う。」と記載がある。これまでその検証が、委員の改選時期前になりがちで、改善がされないまま引き継がれていくだけというような状況もあり、また現実と条例の乖離があるのではという意見も多く、まずは条例検証から取り組むこととした。

(出された意見)

- ・自身を拘束するような当たり前のことが書いてある条例が必要なのか。
- ・議論する際は、議員活動と議会活動とのあり方を分けて考える必要がある。
- ・前文の見直しをするかしないか。
- ・逐条解説の表記の必要性があるかどうか。(制定当時は表記の必要性があり載せているだろうが、どの自治体でも「議会報告会・意見交換会」の実施や「町民の参加、参画」が一般的に認識されてきた今、削除しても良いかもしれない。残すなら逐条解説も含めて改正が必要。)
- ・条文ごとのレベル合わせを再確認 (逐条含め)
- ・議会としての情報公開、町民参加のあり方の検討をどうするか (議会報告&意見交換会についての見直しの必要性) いつ対面が実現するかわからない中では、コロナ禍のあり方も含めて検討が必要。条例 14 条に「議会報告会と意見交換会の実施」とあり、3月議会後は、議題 2 で報告する内容で行ない、9月議会終了後以降の「シェアにのみや」をどうするかについては議論をしていくことになる。
- ・自由討議、政策立案、政策提言の定義の確認と、条例文と実際の乖離について。
- ・総括質疑の一問一答、全協に「その他」項目追加など、議運もしくは議長へ伝えるべき内容はそれぞれに渡す。

(条例改正の議論前に実施する取り組み)

条例は、各々が解釈しているため、改正の議論に向けては、一定の共通認識を持つことも大事である。条例制定した当時の議員から話を聞き、これまでの政策提言などの実績を知る機会として、3月議会終了後に勉強会の時間を持つ (基本条例 25 条)。

2. 議会報告会・意見交換会 (第 1 回定例会後開催) について

【合意事項】

対面を避けて開催。インターネット活用しての情報提供する。

(情報提供の方法) 予算説明などの報告内容は動画配信とする (Youtube の二宮町チャンネルにアップ)。対面の議会報告会と同様、説明するときに資料を作成するので、そ

の資料はHPにアップする。

(意見聴取・回答の方法) 意見、質問はメール、議会だよりからアンケート用紙を切り取れるようにしてファクスや意見箱に入れてもらい、回答とともにホームページで開示。議会だよりなどその他の方法でも閲覧できるようにする。差出人が分かるものについては個別に回答。

周知方法：ホームページ、議会だより、掲示板を活用、各議員のSNS等を活用。

(「シェアにのみや」今後の課題)

- ・これまでの「シェアにのみや」に参加者が少ないことについて、手法を議論すべき。
- ・オンラインの意見交換は参加できない人が出る。
⇒対面の意見交換に参加できない人もいた。オンラインは一つの手段で、唯一の方法ではない。さまざまなやり方で実施するのは当然。
- ・意見交換で頂いた意見をどう政策に反映させていくか。
⇒町民意見にも賛否があるため、現在は各議員が一般質問や予算審査等の質疑に繋がっている。ただし、議会としてのフィードバックはできていない、できるのかどうか。
- ・参加者は多いに越したことはないが、議会の情報公開の義務もある。人数が少ないからやらないということではない。
- ・オンラインの意見交換は、実施できるという意見と、まだ実施できないとする意見に分かれている。
⇒知識と経験値によっても意見が異なるため、疑問点がある議員から課題をいただきたい。解決策があるかどうかを検証していく。

3. その他